破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４９４９号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―605号
債務者　松谷　彰大
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９５号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　西　　昌博
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７０号
大阪府守口市大久保町１丁目45番16―205号、前住所大阪府守口市橋波西之町３丁目２番14号
債務者　阪口　浩二
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８００号
大阪府池田市満寿美町６番19号
債務者　濵田　賢一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９号
大阪府枚方市山之上北町11番12号
債務者　中尾　孝一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８６号
大阪市住吉区長居西１丁目12番34号　樋上マンション506号
債務者　鈴木　秀和
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７８号
大阪府四條畷市田原台７丁目２番９―104号
債務者　植村　直行
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０７９号
大阪府四條畷市田原台７丁目２番９―104号
債務者　植村田鶴子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１１３号
大阪市阿倍野区相生通１丁目４番２―504号
債務者　中野　洋子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１２１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　伊藤　昭未
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３４号
大阪市北区長柄東１丁目４番26―707号
債務者　津田　孝子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１６２号
大阪府高槻市庄所町14番32号、事業所所在地大阪府高槻市庄所町８番31号
債務者　みらーこと　重信　菊枝
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２０１号
大阪市住吉区長居１丁目15番１―710号、住民票上の住所大阪市住吉区沢之町２丁目４番18号　Ｌａｖｉｓ502号
債務者　砂原由起子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１４号
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　岸　　栄一
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９３号
大阪府豊中市野田町38番22―803号
債務者　細木　宏美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９４号
大阪府豊中市野田町38番22―803号
債務者　細木　伸昭
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６２０号
大阪市天王寺区舟橋町６番８号
債務者　中川　照代
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部